

2023年2月28日

住信 SBI ネット銀行株式会社

代表取締役社長 円山 法昭

問合せ先： 03-6229-1246（代表）

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、当社の持続的な成長および長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を十分有効に活用し、迅速・果敢な意思決定により経営の活力を増大させることが重要であると考え、次の基本的な考え方に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

- ①株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- ②株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらのステークホルダーと適切に協働する。
- ③会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- ④独立社外取締役が中心的な役割を担う仕組み（取締役会の構成、任意の指名・報酬委員会の設置等）を構築し、取締役会による業務執行の監督機能を実効化する。
- ⑤中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行う。

また、当社は取締役会の監督に加え、監査役による独立した立場からの取締役の監査を実施することが業務執行の適正性確保に有効であると判断し、監査役会設置会社を選択しております。

具体的には、監査役会設置会社の体制のもと、独立した外部の視点からチェック体制の強化を図るため、監査役4名全員が社外監査役で、うち2名は独立要件を充たす社外監査役となっております。また、株主に対する取締役の経営責任を機動的に果たすため、取締役の任期を1年とし、取締役会内部の相互監督機能の一層の強化を図る目的で独立要件を充たす社外取締役を4名選任しております。

また、当社は意思決定の迅速化および業務執行の効率化を図るために執行役員制度を導入しております。

当社における機関設計の在り方については継続的に検証と議論を重ね、コーポレート・ガバナンスの強化を永続的に図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則2-4① 中核人材の登用等における多様性の確保】

当社は、既存の価値観にとらわれない創造と変革を通じた新規事業への取り組み等による企業成長を目指しており、その実現に向けた多様な人材の確保、育成、登用を人材戦略の中心に置いていま

す。そのため、当社グループ共通の行動規範である Value を軸とした新人事制度の導入、多様な働き方を支援するフレックス制度やハイブリッドワークの推進、DX 研修を始めとした教育研修制度の拡充等に取り組んでいます。これまでは、従業員規模は大きいとはいえないことから、「女性」「外国人」「中途採用者」等の管理職への登用についての「自主的かつ測定可能な目標」は設定せず、属性によらない個人の能力や成果に基づく採用・評価・登用を徹底してきました。2023年1月1日時点では、「女性」の管理職比率は管理職全体の約 20.7%、「中途採用者」の管理職比率は管理職全体の約 96.8%、「外国人」の管理職は 1 名となっております。

足元では、2025年3月末の女性管理職比率を 30%とする目標を設定し、多様な働き方の推進や社内環境の整備に取り組んでおり、今後も中核人材の多様性確保に取り組みつつ、今後の事業ドメインと企業規模の拡大をふまえた目標値の設定について検討してまいります。

【補充原則 3-1 ② 英語での情報開示】

英語での情報開示・提供は、上場日以降の開始を予定しております。上場後は、株主構成の状況を踏まえ、招集通知・適時開示・コーポレート・ガバナンスに関する報告書等の英訳、当社ホームページ上に開設する IR ページで英文の適時開示情報の掲載を行う予定です。

【補充原則 3-1 ③ サステナビリティへの取り組み】

当社は、経営会議および取締役会で取組方針の決議を受け、「サステナビリティ宣言」の他、ESG 経営推進に係る「人権方針」「贈収賄・腐敗防止方針」「税務方針」を当社ホームページに公開しております。今後、当社としての具体的なサステナビリティを巡る具体的な課題解決活動に展開してまいります。

2021年10月に設置・定例運営を開始した「SDGs・ESG 推進連絡会」で当社活動内容を協議し、これらの検討結果を定期的に取締役会に報告しております。

【補充原則 4-1 ③ 後継者の育成計画】

代表取締役社長の後継者の育成計画の策定・運用は当社の持続的な成長、中長期的な企業価値向上にとって重要であると認識しておりますが、現在、明文化された計画の策定は実施しておりません。今後、指名・報酬委員会で後継者の育成計画の策定に向けた議論を開始し、具体的な運用に向けて検討してまいります。

【補充原則 4-2 ① 報酬制度の設計】

経営陣の報酬額は、固定報酬・業績連動報酬のバランスを考慮した報酬制度を設計し、独立社外取締役が過半を占める任意の指名・報酬委員会による検討を経て決定します。当該報酬制度は、2023年6月の株主総会で選任された取締役およびその後選任される執行役員より適用していく予定です。

【補充原則4-8③ 支配株主と少数株主の利益相反への対応】

当社は支配株主を有していませんが、独立社外取締役を3分の1以上選任し、独立性の高い取締役会構成としています。また、関連当事者等取引管理規程を策定し、関連会社を含めたそれぞれの大株主との取引を行うことの妥当性について、個別取引毎に経営会議または取締役会で確認を行っております。

なお、当社には、大株主が存在するため、少数株主の保護等の観点から、更なるガバナンス態勢高度化に継続的に取り組むとともに、必要に応じて、独立社外取締役の過半数の選任や独立社外取締役を含む独立性を有する者で構成された特別委員会の設置を検討してまいります。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

現状、経営戦略や経営計画の公表は行っていませんが、収益計画や資本政策の基本的な方針、事業ポートフォリオの見直しを含む経営資源の配分等についての内容を整理のうえ、原則の趣旨に沿った内容を定め、経営計画等を公表していく予定です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】**【原則1-4 政策保有株式】**

当社は、現状、政策保有株式として上場株式を保有していません。今後、政策保有株式として上場株式を保有する場合には、政策保有に関する方針を策定し開示してまいります。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

関連当事者等との取引では、本来不要な取引を強要されたり取引条件が歪められたりする懸念があり、当社にとって注意する必要がある取引であることから、関連当事者等取引管理規程を制定し、関連当事者等との取引を適切に把握・管理・開示するための体制および手続きを定めております。新たに関連当事者等取引を行う場合には、事業上の必要性や取引条件の妥当性等を確認の上、経営会議または取締役会で承認を得るものとしております。また、毎事業年度末時点で、該当取引を継続する場合にも、同様に事業上の必要性や取引条件の妥当性等を確認し、取締役会の承認を得ております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金基金等の確定給付型の年金制度を持っていませんが、従業員の退職後資産形成のため企業型確定拠出年金制度を導入し、従業員が自らの年金運用方法を自主的に決定する仕組みを整えています。

入社時の説明に加え、企業型確定拠出年金の継続教育において運営管理機関が提供する専用サイトを通じて運用商品の実績掲出や資産運用やライフプランに関する情報提供を行っております。

【原則3-1 情報開示の充実】

1) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

当社は経営理念等を定め当社ホームページにその内容を掲載しております。また、中期事業目標について、開示しております。

2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の「I.1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

（役員報酬に関する基本方針）

当社は、役員報酬について、以下の考えに基づき決定します。

- ・企業価値の持続的な向上を促進し、会社業績との連動を重視した報酬制度であること
- ・業務執行および監督の役割を適切に担う優秀な人材を確保でき、職責に応じた適切な報酬体系・報酬水準であること
- ・客観性・透明性あるプロセスにより決定され、公平・公正な報酬制度であること

（取締役の個人別の報酬等の決定の方法）

当社では、取締役会の諮問機関として、独立社外取締役を委員長とし、独立社外取締役4名および代表取締役2名の合計6名から構成される指名・報酬委員会を設置しております。取締役の報酬等の具体的な支給額は、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内において、指名・報酬委員会が取締役会に提案し、取締役会の決議により決定します。

また、監査役の報酬等は、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内において、監査役の協議にて決定します。

4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

（選任方針）

取締役候補者の指名に当たっては、指名・報酬委員会において協議することで、審議プロセスの高い透明性と客観性を確保します。また、独立社外取締役の候補者の指名に当たっては、当社が定めた社外役員にかかる独立性判断基準に基づき、当社からの独立性を有し、株主と利益相反が生じるおそれがない者を候補者とします。

（取締役の選解任手続）

取締役候補者の指名にあたっては、取締役会が定める選任基準を満たすものを指名し、資質、経験等の観点から、取締役会が多様性を踏まえた構成となるよう配慮します。

取締役候補者は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、取締役会の決議により決定します。

また、取締役会は、取締役会が定める解任基準に記載ある事項に該当する場合、原則として指名・報酬委員会における協議結果を踏まえて、対象者の解任の是非を判断します。

（監査役の選解任手続）

株主総会に付議する監査役選任・解任議案は、代表取締役が作成し、監査役会の同意を得たうえで、取締役会の決議により決定します。

（経営陣幹部の選解任手続）

経営陣幹部の選任にあたっては、当社グループにおける十分な実績、能力、見識等に基づき、

当社グループの更なる発展に貢献できることを基準として選任しております。また、職務上の法令違反、職務を懈怠すること等による著しい企業価値の毀損等があった場合に、経営陣幹部の解任を行います。

5) 取締役会が上記 4) を踏まえて取締役の選解任と取締役・監査役候補者の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

取締役・監査役候補者の個々の選任・解任理由については、株主総会招集通知において開示します。

【補充原則 4-1 ① 経営陣に対する委任の範囲】

当社は、取締役会にて決定した「組織および権限規程」に基づき、取締役会、経営会議、担当役員による決議範囲を定めています。取締役会は、法令並びに定款に規定された事項のほか、上記規程に基づき、重要な業務執行を決定するとともに、取締役および執行役員等の職務執行の監督を行います。

【原則 4-9 独立社外取締役の独立性判断基準および資質】

当社は社外役員の独立性判断基準を制定し、本報告書【独立役員関係】に記載しています。

【補充原則 4-1 0 ① 任意の指名委員会・報酬委員会】

当社では、独立社外取締役が過半を占め、独立社外取締役が委員長を務める任意の指名・報酬委員会を設置し、指名委員会と報酬委員会の双方の機能を担い、取締役・経営陣幹部等の指名・報酬に係る手続きの公正性・透明性・客観性の強化を図っております。

任意の委員会の委員は、本報告書【任意の委員会】に記載しております。

【補充原則 4-1 1 ① 取締役の選任に関する方針・手続き】

当社の取締役会は、業務執行を担う常勤取締役 4 名（内、代表取締役 2 名）、大株主兼務の社外非常勤取締役 2 名、独立社外非常勤取締役 4 名、社外常勤監査役 2 名、独立社外非常勤監査役 2 名で構成され、全体として、知識・経験・能力のバランスを確保しています。

取締役の選任基準は、独立社外取締役が過半を占める任意の指名・報酬委員会で審議のうえ取締役会で定めています。取締役の選任に当たっては、取締役会より諮問された取締役候補者につき、任意の指名・報酬委員会で選任基準への適合を慎重に検討し、審議結果を取締役に答申します。

独立社外取締役の選任に当たっては、独立性基準という形式要件に加え、会社経営や FinTech に関する見識、弁護士・会計士等の専門分野での経験・見識、金融機関のリスク管理や金融行政に関する経験・見識等を選任要件に設定し、人物や資質について考慮のうえ候補者としています。現在、監査役のうち 1 名は女性であり、ジェンダーの面での多様性の拡大にも取り組んでいます。

取締役の選任に関する方針・手続きについては、上記【原則 3-1】をご参照ください。

尚、スキルマトリクスを作成し、株主総会の招集通知に記載予定です。

【補充原則4-11② 他社の役員兼任】

社外取締役および社外監査役をはじめ、取締役および監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役および監査役の業務に振り向け、兼任については合理的範囲に留めています。なお、その兼任の状況は、本報告書の「Ⅱ.1.会社との関係(2)」に記載のとおりです。

【補充原則4-11③ 実効性に関する分析・評価】

取締役会での決議事案の経営会議での先議、社外役員への事前説明会の実施などにより、構成員は各議案について十分に理解したうえで取締役会に参加しています。また、取締役会では、十分な時間を確保したうえで議事進行を行っており、出席者が自由闊達に意見を述べる雰囲気が醸成されています。以上により、当社取締役会の実効性が保たれるよう運営を行っていますが、取締役会の実効性を自己評価し、必要な改善を行うため、年1回取締役会アンケートを実施し、結果を取締役に報告しています。また独立社外役員に対しては、取締役会運営上の課題や要望事項を定期的にヒアリングし、必要な改善に努めています。

【補充原則4-14② 取締役・監査役に対するトレーニング方針】

取締役・監査役の就任時に、経営の監督並びに重要な意思決定を行ううえで必要となる情報等の提供を行い、当社の各業務、態勢等について習得するトレーニングプログラムを設定しています。企画部を中心に、必要な知識を習得・更新を支援する体制を構築し、専門部署あるいは外部専門家招聘による法令・コンプライアンス等についての勉強会を開催しております。2022年度は、IT/Fintech、重要法令改正、ESGをテーマに外部専門家を招聘しております。また、外部セミナー等自己研鑽の費用は会社の負担としています。

【補充原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、企業価値の向上のためには、株主や投資家との継続的な対話が重要と考えております。

当社では、コーポレート本部傘下に、企画、財務経理、法務、総務、人事を所管する部署が設置されており、企画部が投資家等への対外説明、経営内容の公開を所管しています。

株主との対話促進に向けて、以下の態勢の確立を図っております。

- (i) 株主との対話全般について、下記(ii)～(v)に記載する事項を含めその統括を行い、建設的な対話を実現するように目配りを行う経営陣または取締役の指定

取締役兼常務執行役員コーポレート本部長 横井智一

- (ii) 対話を補助する社内のIR担当、企画、財務経理、法務、総務、人事部門等の有機的な連携のための方策

当社は株主との対話において、決算説明会をはじめとした様々な取組みを通じて、積極的な対応を心がけており、その対話を補助する社内のIR担当、企画、財務経理、法務、総務、人事

の各部門は、情報共有を確実にを行い、密接に連携します。

(iii) 個別面談以外の対話の手段（例えば、投資家説明会や IR 活動）の充実に関する取組み

- ① 定時株主総会：年 1 回（議長：代表取締役社長）
- ② アナリスト・機関投資家向けの決算説明会：方法・頻度は今後検討します。
- ③ 取材対応：方法・頻度は今後検討します。
- ④ 海外投資家向け説明会：方法・頻度は今後検討します。
- ⑤ 当社ホームページ：IR 関連資料（決算説明会資料・決算短信・株主総会招集通知・適時開示資料・プレスリリース・統合報告書・有価証券報告書等）を掲載

(iv) 対話において把握された株主の意見並びに懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策

対話において把握した株主の意見等は、必要に応じて代表取締役社長、関係する取締役および部門、取締役会へフィードバックし、情報の共有・活用を図ります。

(v) 対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

インサイダー情報の管理につきましては、四半期の決算期末の翌日から決算発表の時までを沈黙期間として、投資家との対話を制限するとともに、社内の各種規程・要領に基づき、情報管理の徹底を図っております。また、日本取引所自主規制法人の COMLEC 等と連携し、社員全員に定期的にインサイダー情報の取扱いに関する留意事項を研修する予定です。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三井住友信託銀行株式会社	75,396,900	50.00
SBIホールディングス株式会社	75,396,900	50.00

支配株主（親会社を除く）名	—
---------------	---

親会社名	なし
親会社の上場取引所	—

補足説明

—

3. 企業属性

上場予定市場区分	スタンダード市場
決算期	3月
業種	銀行業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上 1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上 1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名以内
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	6名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
米山 学朋	他の会社の出身者							○	○			
朝倉 智也	他の会社の出身者							○	○			

町田 行人	弁護士																		
八田 斎	他の会社の出身者																		
武田 知久	弁護士																		
森山 保	その他																		

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
米山 学朋			大株主である三井住友信託銀行株式会社が選任し派遣したものです。
朝倉 智也			大株主であるSBIホールディングス株式会社が選任し派遣したものです。
町田 行人	○	<重要な兼職の状況> 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 所属弁護士	町田氏は、金融関連法を専門とする弁護士（国内・ニューヨーク）で、金融庁への出向経験を有しています。企業法務を中心とした適切な監督者・助言者として適任と判断し、社外取締役として就任しております。なお、同氏は東京証券取引所が定める独立性基準を満たし、また、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしていることから、独立役員として指定しております。
八田 斎	○	<重要な兼職の状況> なし	八田氏は、金融庁での経験など金融行政に関する豊富な経験や知見を有するとともに、ライフネット生命保険でコンプライア

			<p>ンス担当役員等を務めた経験があります。金融行政や金融事業での経営経験を踏まえたコンプライアンス・リスク管理、業務執行全般に対する適切な監督者・助言者として適任と判断し、社外取締役として就任しております。なお、同氏は東京証券取引所が定める独立性基準を満たし、また、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしていることから、独立役員として指定しております。</p>
武田 知久	○	<p><重要な兼職の状況> 武田知久法律事務所 所属弁護士</p>	<p>武田氏は、日本銀行入行後、政策委員会室審議役（組織運営調整）、システム情報局長を経て、同行理事を歴任し、弁護士の資格も有しています。システムの開発・運行や経営計画の策定、予算・決算、人事など内部管理の豊富な経験や知見等を有することから、当社の IT・システム領域を中心とした業務執行全般に関する適切な監督者・助言者として適任と判断し、社外取締役として就任しております。なお、同氏は東京証券取引所が定める独立性基準を満たし、また、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしていることから、独立役員として指定しております。</p>
森山 保	○	<p><重要な兼職の状況> マクス・コーポレートアドバイザー株式会社 代表取締役社長 株式会社プロポライフグループ 社外取締役</p>	<p>森山氏は M&A アドバイザーとして豊富な経験・実績を有する企業の代表取締役を務めています。企業経営に加えて、公認会計士（日本・米国）として豊富な経験・見識を有し、金融機関における企業再編への関与実績もあり、当社の中長期戦略やグループ経営方針等に関する適切な監督者・助言者として適任と判断し、社外取締役として就任しております。なお、同氏は東京証券取引所が定める独立性基準を満たし、また、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしていることから、独立役員として指定し</p>

			ております。
--	--	--	--------

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長（議長）の属性

指名委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			指名・報酬委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
6	0	2	4	0	0	社外取締役

報酬委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			指名・報酬委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
6	0	2	4	0	0	社外取締役

補足説明

取締役会の任意の諮問機関として設立された指名・報酬委員会は、委員の過半数が独立社外取締役で構成され、取締役会から諮問された取締役の選任および解任、代表取締役の選定および解職、経営陣幹部等の選定および解任、取締役・経営陣幹部等の報酬等について審議し、取締役会に答申しています。指名・報酬委員会は、現在、代表取締役会長、代表取締役社長、独立社外取締役4名の合計6名で構成されています。

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4名以内
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査部は、定期的に内部監査の実施計画・今後の予定・実施中の監査の内容・完了監査の結果の詳細について監査役に報告し、意見交換を行うとともに、監査役からの要望等について内部監査部として検討の上、監査に活用しております。

また、監査役からは内部監査部に対し、監査役監査計画や監査役監査結果の内容について適宜情報共有を行っております。

さらに、内部監査部長および監査役は、会計監査人と少なくとも四半期ごとに意見交換を行い、また、会計監査の過程で検出された事項について、報告を求め対処するなど、監査の実効性確保に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
藤田 俊晴	他の会社の出身者									△	△			
石崎 敏郎	他の会社の出身者									△	△			
日高 真理子	公認会計士													
岩下 直行	学者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

藤田 俊晴			大株主であるSBIホールディングス株式会社が選任し派遣したものです。
石崎 敏郎			大株主である三井住友信託銀行株式会社が選任し派遣したものです。
日高 真理子	○	<p><重要な兼職の状況></p> <p>日高公認会計士事務所 所属 公認会計士</p> <p>東ソー株式会社 社外取締役 極東貿易株式会社 取締役(監査等委員)</p>	<p>日高氏はEY新日本有限責任監査法人の元シニアパートナーで、会計、監査、企業経営支援等の豊富な経験と実績を有しています。また、監査法人で女性活躍推進の委員を務めるなどダイバーシティに関する豊富な知識や経験も有しています。会計の視点に加え、多様な視点から適正な監査を行う監査役として適任と判断し、社外監査役として就任しております。なお、同氏は東京証券取引所が定める独立性基準を満たし、また、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしていることから、独立役員として指定しております。</p>
岩下 直行	○	<p><重要な兼職の状況></p> <p>京都大学公共政策大学院教授 金融庁 参与</p> <p>株式会社伊予銀行 アドバイザリーボードメンバー/顧問</p> <p>株式会社NTTデータ アドバイザリーボードメンバー</p>	<p>岩下氏は、日本銀行で長年、金融情報技術を研究し、金融業界のFinTech推進を主導するなど、金融とテクノロジー両面の経験・見識を有しています。現在は学識経験者として、金融庁・金融審議会等の委員を兼務するなど、最先端FinTech領域の監査を担う適任者と判断し、社外監査役として就任しております。</p> <p>なお、同氏は東京証券取引所が定める独立性基準を満たし、また、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしていることから、独立役員として指定しております。</p>

【独立役員関係】

独立役員の数

6名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しています。当社の社外役員の独立性判断基準は以下の通りです。

1. 以下のいずれの要件にも該当しない場合、当該候補者は十分な独立性を有するものと判定する。

- A) 現在または就任の前10年間、当社、当社の子会社および関連会社、当社のその他の関係会社、当該その他の関係会社の子会社、当社のその他の関係会社の親会社、または当該親会社の子会社の役員^(注1)または業務執行者^(注2)でないこと
- B) 現在または就任の前3年間、当社の主要株主^(注3)でないこと。それらが会社等の法人である場合、当該法人の役員または業務執行者でないこと
- C) 現在または就任の前3年間、当社または当社の子会社を主要な取引先^(注4)とする者でないこと。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人の役員または業務執行者でないこと
- D) 現在または就任の前3年間、当社または当社の子会社の主要な取引先でないこと。それらが会社等の法人である場合、当該法人の役員または業務執行者でないこと
- E) 現在または就任の前の3年間、当社または当社の子会社から役員報酬以外に多額の金銭^(注5)その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人・組合等の団体である場合は、当該団体に所属している者をいう）でないこと
- F) 現在、当社または当社の子会社の会計監査人または当該会計監査人の社員等でないこと、または就任の前3事業年度において当該社員等として当社または当社の子会社の監査業務に従事した者でないこと
- G) 現在または就任の前3年間、当社または当社の子会社から多額の寄付^(注6)を受けている者でないこと。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人の役員または業務執行者でないこと
- H) 上記A～Gの者（重要^(注7)でない者を除く）の近親者（配偶者または、2親等内の親族または同居の親族）でないこと

2. 上記のいずれかの要件に該当する者であっても、当該人物の人格、見識等に照らし、当社の独立役員としてふさわしく利益相反が生じるおそれがないと当社が考える者については、その理由を対外的に説明することによって、当該人物を当社の独立役員候補者とすることができる。

注1) 取締役（独立社外取締役を除く）および監査役（独立社外監査役を除く）

注2) 業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人

注3) 総議決権の10%以上を保有する株主

注4) 過去3事業年度における当該取引先との取引において、当社および当社の子会社の支払額が当該取引先の連結総売上高の2%以上であること、または当社および当社の子会社の受取額が当社の経常収益の2%以上であること

注5) 対象者が個人の場合は、当社および当社の子会社から收受する金銭が年間 1,000 万円以上であること、対象者が法人等に所属している場合は当該法人等の連結売上高の 2% 以上を占めること

注6) 寄付先が個人の場合は、過去 3 事業年度の平均で年間 1,000 万円以上であること。法人の場合は、過去 3 事業年度の平均で年間 1,000 万円以上または寄付先の連結売上高もしくは総収入の 2% 以上のいずれか大きい額以上であること

注7) 法人・組合等の団体である場合、その役員・部長クラスの者、組合・学校等においては、理事相当職であること

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

2023 年 6 月の株主総会で選任された取締役から適用される報酬制度において、業績連動型報酬や株式報酬を導入予定です。
--

ストックオプションの付与対象者	該当ありません
-----------------	---------

該当項目に関する補足説明

—

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が 1 億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は行っていません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示【原則 3-1 情報開示の充実】3)「取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続」に記載しております。
--

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

企画部内に取締役会事務局を設置し、社外取締役(社外監査役)が取締役会審議に十分な情報を事前に得られるよう、取締役会議案資料を事前に送付し事前説明会を開催すると共に、補足説明資料の送付・質疑応答等の対応を行っています。
--

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の

概要)

1. コーポレート・ガバナンスの概要

当社は、公共性を有する銀行として、適切な経営管理の下、業務の健全性および適切性を確保するため、取締役会において下記の全社的な経営理念・事業運営方針、コンプライアンス（法令等遵守）、顧客保護および顧客利便性向上の徹底、並びに各種リスクの的確な管理態勢の整備・確立に向けた内部統制システム構築の基本方針を定めるとともに、それらを有効に機能させるため、取締役会の下に必要な役割を担う組織を設置しております。

経営理念

- ・ 全役職員が正しい倫理的価値観を持ち、信任と誠実を旨に行動することにより、日々徳性を磨き、広く社会から信頼される企業を目指す。
- ・ 金融業における近未来領域の開拓と、革新的な事業モデルの追求に日々努め、お客さま、株主、職員、社会の発展に貢献する新しい価値を創造する。
- ・ 最先端の IT（情報技術）を駆使した金融取引システムを安定的に提供することにより、お客さまとの強固な信頼関係を築き、揺るぎない事業基盤を確立する。

事業運営方針

- ・ 法令等遵守・顧客保護・リスク管理・内部監査の態勢構築および高度化と、各分野に精通する人材の確保および育成。
- ・ 利便性・先進性・収益性の高い商品・サービスの企画および開発と、効果的なマーケティング活動の実践。
- ・ 信頼性・安定性の高い事務・システムの構築と、それらを継続的に提供する運営体制の確立。

2. 会社の機関の内容

(1) 取締役会

取締役会は、重要な業務執行のほか、内部統制システムの整備、コンプライアンスおよびリスク管理に関する重要な事項を決議します。また取締役および執行役員より職務の執行の状況につき報告を受け、取締役および執行役員等の職務執行の監督を行います。

(2) 監査役会

監査役会は、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い、または決議を行います。また、代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互認識を深めるよう努めています。

(3) 経営会議

経営会議は、業務執行に関する個別具体的な重要事項の決定機関として、個別の事業戦略、営業施策、ALM、システム投資、リスク管理等に関する事項を審議し、決議します。経営会議は、取締役(社外取締役を除く)および常務執行役員を構成員とするほか、常勤監査役を常時参加メンバーとして招集することにより、意思決定の強化と透明性の確保を図っています。

(4) 各種審議会

経営会議の諮問機関として、経営の基本に係る事象、個別事項等を総合的かつ機動的に審議

し、決議するため「投融資審議会」「IT投資審議会」を設置しています。

(5) 各種委員会

経営の基本にかかる全社的な問題、各部門の担当業務にまたがる問題等を総合的かつ機動的に検討、協議、諮問するため、「商品審査委員会」、「リスク管理委員会」、「信用リスク管理委員会」、「ALM委員会」、「システムリスク管理委員会」、「コンプライアンス・オペレーショナルリスク管理委員会」を設置しています。

3. 監査等の概要

当社は監査役制度を採用し、4名の社外監査役が監査役会を構成するとともに、個々の監査役が専門的かつ多角的な視点で監査を実施しています。監査役は、取締役会、監査役会および経営会議などの重要会議への出席のほか、代表取締役、内部監査部門および会計監査人との定期的な会合、書類閲覧ならびに各部署への直接のヒアリングなどにより、監査に必要な情報の適時適切な把握に努めています。また、当社は有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けています。

内部監査部門については、業務執行部門から独立させ、専任の担当役員を配置した内部監査部を設置し、内部統制の有効性および適切性を検証しています。内部監査結果については、取締役会に対して適時適切に報告が行われています。

4. 指名・報酬等の機能の概要

取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会において、取締役会の諮問に基づき、取締役の選任および解任、代表取締役の選定および解職、経営陣幹部等の選定および解任、取締役・経営陣幹部等の報酬等について審議し、取締役会に答申しています。指名・報酬委員会は委員の過半数が独立社外取締役で構成されております。

5. 事業親会社等からのリスク遮断に関する機能の概要

事業親会社等からのリスク遮断に関する審議会は、事業親会社等からの独立性を確保し、事業親会社等の事業リスクの遮断策を確実に履行することを目的に設置されています。独立性やリスク遮断策の有効性等を確認のうえ、半期に1度以上取締役会へ報告しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は取締役会の監督に加え、監査役が独立した立場から取締役を監査することが、業務執行の適正性確保に有効であると判断し、監査役会設置会社を選択しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様へ株主総会の議案等を早めにお届けできるよう早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した	2023年の当社株主総会は総会集中日を回避した設定となる見込みです。

株主総会の設定	
電磁的方法による議決権の行使	インターネット（パソコン、スマートフォンまたは携帯電話等）による議決権行使を可能とします。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社 I C J が運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知（要約）の英語版を作成し、当社ホームページに掲載し、また議決権電子行使プラットフォームにおいて提供する予定です。
その他	—

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	情報開示の方針について、ディスクロージャーポリシーを設け、対外的に公表するとともに、当グループの役員および社員に周知し、適切な運営を図ってまいります。ディスクロージャーポリシーにおいて、株主、投資家等が当グループを理解するために有用と思われる会社情報について、適時性、正確性、公平性を基本条件とし、積極的な開示に努めていくこと等を定めており、当グループにおける IR 活動の指針としています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	代表取締役社長および担当役員、IR 担当者が、当グループの特徴や決算・財務の状況、経営戦略等について説明する予定です。なお、当面は、オンラインでの説明会開催を実施する予定です。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	証券会社アナリスト、機関投資家にご参加頂いて、代表取締役社長が、当グループの決算状況や当グループの特徴や決算・財務の状況、経営戦略等について説明する予定です。なお、当面は、オンラインでの説明会開催を実施する予定です。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外の証券会社アナリスト、機関投資家にご参加頂いて、代表取締役社長が、当グループの決算状況や当グループの特徴や決算・財務の状況、経営戦略等について説明する予定です。なお、当面は、オンラインまたは電話会議での説明会開催を	あり

	実施する予定です。	
IR 資料をホームページ掲載	<p>当社は、各種 IR 情報、株主向け情報等を発表後、速やかに次の資料を当社ホームページ上に公開する予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決算短信および決算説明会資料 ・適時開示資料 ・プレスリリース ・有価証券報告書および四半期報告書 ・株主総会招集通知、決議結果等 	
IR に関する部署(担当者)の設置	<p>株主との対話(面談)の対応は、主として企画部が行います。株主から面談の申入れがなされた際には、株主の希望、面談の主な関心事項のほか、当社の状況等を勘案の上合理的な範囲で、IR 担当役員の他、必要に応じて取締役、監査役等が面談を実施致します。</p> <p>IR 担当役員：取締役兼常務執行役員コーポレート本部長 横井智一</p> <p>IR 担当部署：企画部</p>	
その他	—	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>当社は、2021 年 4 月 26 日に、国連の「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals :SDGs)」に賛同し、SDGs の達成に向けて、「サステナビリティ宣言」を公表しました。</p> <p>これは、当社が、お客さま中心主義のもと最先端のテクノロジーを活用することで金融サービスを変革し、社会をより快適で便利なものに変えていくという経営理念に基づき、お客さまやステークホルダーの皆さまをはじめ、多様性ある社会の発展の貢献に努めることを宣言するものです。</p> <p>本宣言文の策定および宣言等を踏まえたステークホルダーの立場を尊重した当社の事業運営は、社内規程「SDGs・ESG 推進連絡会運営要領」に沿って開催される「SDGs・ESG 推進連絡会」にて討議等が行われます。</p>
環境保全活動、CSR 活動等の実施	<p>当社は、SDGs (持続可能な開発目標) の取組みの一環として、「次世代の金融教育」を重点分野とした社会貢献活動を行っており、株式会社 ARROWS (所在地：東京都中央区、代表者 CEO：浅谷 治希) が運営する「SENSEI よのなか学」の仕組みを活用して中学生・高校生向けの金融経済教育の教材を作成・提供しています。「SENSEI よのなか学」は授業実施のマニュアルや動画の活用を通じて、学校の先生が金融経済教育を行うことを可能としており、社員に</p>

	<p>よる派遣授業を実施した場合よりも多くの中学生・高校生に機会を提供できます。本金融経済教育は2019年に開始し、4年目となる2022年度は約11,000人に実施しました。</p> <p>また、「第17回全国高校生金融経済クイズ選手権『エコノミクス甲子園』」のインターネット大会運営および全国大会運営に参加し、金融経済教育の進展を支えてまいりました。なお、当社は本大会運営に2012年の第7回大会から連続して参画しております。</p>
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	<p>当社では情報開示規程を策定・周知し、当社の株主、投資家、およびその他の利害関係者のすべてに対して適時・適切な会社情報を提供し、当社に対する理解を深めること、社会的信頼を向上させることを定めています。</p>
その他	—

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条に定める業務の適切性を確保するための体制について、「内部統制システム構築の基本方針」を制定し取締役会において決議したうえで、その実効性が担保されるよう整備を推進しています。

内部統制システム整備の基本方針は以下の通りです。

1. 当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1)取締役会は、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つと位置付け、健全な社会規範の下で業務を遂行するため、役職員等の行動規範となる経営理念およびコンプライアンス方針を定める。

(2)取締役会は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした対応を行うための態勢を整備する。

(3)取締役は、他の取締役に関する重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告し、遅滞なく取締役会において報告する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会は、文書管理および情報セキュリティに関する社内規則に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ検索性の高い状態で保存・管理し、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持する。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)業務執行に係るリスクとして、以下①～⑩のリスク（カテゴリー）を認識する。

①信用リスク：信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク

②市場リスク：金利・為替等の市場リスクカテゴリーに属するリスクファクター（リスクの個別

要因)、あるいはその他の資産価格の変動により、資産・負債（オフバランスを含む）のポジションの価値、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスク

- ③流動性リスク：運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）
 - ④オペレーショナルリスク：内部プロセス・人の行動・人材の配置・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから生じる損失に係るリスク（以下の⑤～⑩のリスクを含む）
 - ⑤事務リスク：役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク
 - ⑥情報セキュリティリスク：情報管理（顧客情報管理を含む）、システム障害（ソフトウェア、ハードウェア、インフラ、運営等に起因するものを含む）、システム開発プロジェクトの不適切な管理等に起因し、当社の情報及び情報システムの機密性、完全性、可用性が損なわれる等によって損失を被るリスク。いわゆる、システムリスク（コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスク）を含む。
 - ⑦コンプライアンスリスク：内外の法令・規制・社会規範、適切な実務基準の遵守を怠ったため法律上又は規制上の処罰、金銭的損失あるいは評判上の損失を被るリスクをいい、必要な条項の欠落、取引相手の法的行為能力の欠如等、契約上の障害により取引を完了できなくなるとにより損失を被るリスク（リーガルリスク）を含む
 - ⑧人的リスク：人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）、ハラスメント等の問題により損失を被るリスク
 - ⑨イベントリスク：自然災害・戦争・犯罪等、非常事態の発生により生じるリスク
 - ⑩風評リスク：マスコミ報道、風評・風説等により当社の評判が悪化し、経営に大きな影響を及ぼす（可能性のある）ことにより損失を被るリスク
- (2)取締役会は、リスク管理態勢の基礎として、リスクカテゴリー毎の管理方針およびそれらを総体的に捉え、経営体力（自己資本）と比較・対照する統合的リスク管理に係る方針（以下、あわせてリスク管理方針という）を定める。
- (3)取締役会は、リスク管理方針に則り、リスク管理に関する取決めを定めた規程の整備、管理部署とその担当役員（取締役・執行役員）の設置等、損失の未然防止とともに不測事態における影響を最小限に止める態勢を整える。
- (4)取締役会は、方針の有効性・妥当性および態勢の実効性を検証し、適時に見直しを行えるよう、リスク管理状況について管理部署から定期的に（重大な事項については都度）報告を受けるほか、必要に応じて調査等を実施させる。

- (5)取締役会は、リスク管理を含む内部管理態勢等に係る内部監査方針を定め、業務執行に係る部署から独立した内部監査部署から、監査結果について適時適切に報告を受ける。また必要に応じて、リスク管理態勢の有効性等について外部監査を受ける。
4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1)取締役会は、役職員等が共有する全社的な経営方針を定め、この浸透を図るとともに、この経営方針に基づく経営計画を決議する。経営計画決議にあたり、戦略目標として、全社的な収益目標の決定、効率的な経営資源の配分および必要に応じて各リスクカテゴリーへのリスク量配分（資本配分）を行う。
- (2)取締役会は、自己資本の充実による業務の健全性と自己資本の有効活用による業務の効率性の維持・向上を図るため、自己資本管理方針を定め、管理態勢を構築する。
- (3)取締役会は、顧客の保護および利便性の向上を図るため、顧客保護等管理方針を定め、管理態勢を構築して、適切かつ十分な顧客への説明、顧客の苦情・相談等への対処、並びに顧客情報の管理を行い、顧客保護等管理を徹底する。
- (4)取締役会は、各部門の業務計画等を含む経営計画につき、進捗状況の定期的な報告を受け、必要に応じて計画を修正する。
- (5)取締役会は、原則1月に1回以上適宜開催され、迅速な意思決定と効率的な職務の執行を行う。
- (6)取締役会は、個別の事業戦略、リスク管理および業務等に関する事項を審議・決議する機関として、取締役会が選任する取締役等により構成される経営会議を設置するほか、取締役会の決議により、必要に応じて提言機関として各委員会を設置させる。
- (7)取締役会は、取締役および取締役会で選任された執行役員の中から各部署の担当役員を指定して、業務執行を行わせることにより、各部署の責任を明確化し、取締役の職務の執行の効率化を図る。また、社内の組織、権限および責任を規定に定め、明確化する。
- (8)取締役会は、ステークホルダー（利害関係人）の理解を得ることで業務執行が効率的に運営できるように、ディスクロージャーの担当部署を設置し、当社の経営関連情報を公正かつ適時適切に開示する。
5. 当社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- (1)取締役会は、役職員等の行動規範となる経営理念、コンプライアンス方針およびコンプライアンス行動基準を定め、取締役が繰り返しその精神を役職員等に伝えることにより徹底する。
- (2)取締役会は、コンプライアンスに関する検討を行うコンプライアンス・オペレーショナルリスク管理委員会を設置し、コンプライアンス統括部署の担当役員が委員長を務める。取締役会は、コンプライアンスの実施状況および運営上の問題点について定期的に（重大な事項については都度）提言・報告を受け、経営施策に反映させる。
- (3)取締役会は、コンプライアンス統括部署を設置し、全社のコンプライアンス態勢や関連規定の整備および研修を行う。また、全部署にコンプライアンスオフィサーを配置し、各部署でのコンプライアンスの実践と研修を行う。
- (4)取締役会は、内部通報の調査態勢および通報者保護の制度として、コンプライアンス上疑義の

ある行為等について役職員等が直接通報できるコンプライアンス・ホットライン制度を設置し、その運営状況を定期的にコンプライアンス統括部署から取締役会に報告する。

- (5)取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告し、遅滞なく取締役会において報告する。
- (6)取締役会は、コンプライアンスを含む内部管理態勢等に係る内部監査方針を定め、業務執行に係る部署から独立した内部監査部署から、監査結果について適時適切に報告を受ける。また必要に応じて、コンプライアンスに係る管理態勢の有効性等について外部監査を受ける。

6. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)取締役会は、子会社の業務の規模・特性に応じ、その業務運営を適正に管理するため、子会社の業務運営に関する基本的事項を定めた規程を定め、コンプライアンス、顧客保護等およびリスク管理の観点から適切な措置をとる。
- (2)取締役会は、子会社の業務運営に関する基本的事項を定めた規程に基づき、子会社との間で、業務運営に関する報告および指導等の態勢を整備する。
- (3)取締役会は、子会社について総合的に把握・管理する部署に加え、各社毎に当社の所管部を定める。原則として所管部長等は、各社取締役に就任し、子会社の経営へ参画し、指導する。
- (4)企画部および所管部は、子会社の実態把握および指導等を行うほか、必要に応じ、当社関係各部署が指導等を行う。企画部および所管部は、取締役会および経営会議に対し、子会社の概況を定期的に報告する。
- (5)内部監査部署は法令等の範囲内で必要に応じて、子会社に対して内部監査を実施し、子会社および当社の取締役会に対し、監査結果を適時適切に報告する。
- (6)取締役会は、事業親会社等とのリスク遮断を確実に行わせるための態勢を整備する。

7. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役の求めに応じ、監査役を補助すべき使用人を置く。

8. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項および当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役を補助すべき使用人を置いた場合、使用人はその補助業務に関して取締役の指揮命令を受けないものとし、当該使用人の人事・処遇関係については監査役と事前に協議する。

9. 当社の監査役への報告に関する体制

- (1)取締役、執行役員および使用人は、取締役会規程に定める報告事項に加え、以下(イ)～(ハ)の報告を監査役に対して行う。
 - ①会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見した場合は、直ちに報告を行う。
 - ②コンプライアンス・ホットライン制度による通報状況の報告をその都度行う。
 - ③定期的にまたは監査役の求めに応じ、子会社等を含む業務執行状況の報告を行う。
- (2)内部監査部署は、定期的におよび監査役の求めに応じて随時、当社および子会社に対する内部監査の状況と結果を監査役に対して報告する。
- (3)監査役へ報告をした者について、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うこ

とを禁止する。

10. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役が毎年度作成する監査計画に基づく監査の実施に、取締役、執行役員および使用人は協力する。
- (2) 会計監査の適正性および信頼性確保のため、会計監査人が独立性を保持できるよう以下①～⑤の体制を構築する。
 - ① 会計監査人は、監査役に監査計画を提出し意見交換を行う。
 - ② 会計監査人は、職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制について、監査役に通知を行う。
 - ③ 会計監査人の報酬の適否については、監査役会の事前承認を要することとする。
 - ④ 会計監査人は、定期的にまたは監査役の求めに応じて、監査役と会合をもち意見交換を行う。
 - ⑤ その他、取締役、執行役員および使用人は監査役が必要と認める体制の整備構築に協力する。
- (3) 代表取締役は、定期的にまたは監査役の求めに応じ、監査役と会合をもち意見交換を行う。
- (4) 内部監査部署は、定期的におよび監査役の求めに応じて随時、監査役と会合をもち意見交換を行う。
- (5) 監査役は、必要に応じて外部専門家の意見を徴する。
- (6) 監査役が、その職務の執行に伴い生じた費用等についての請求を行った場合には、担当部署において審議の上、当社が必要でないことを証明した場合を除き、これを支払う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループおよびその特別利害関係者、株主、取引先等は反社会的勢力との関わりはありません。

当社は、当社ホームページにおいて「反社会的勢力に対する基本方針」として以下の内容を掲載しております。

- ・ 住信 SBI ネット銀行は、次のとおり反社会的勢力に対する基本方針を定め、役職員一同これを遵守することにより、業務の適切性と安全性の確保に努めます。
 1. 反社会的勢力に対しては、経営トップ以下、組織全体として対応します。また、反社会的勢力に対応する役職員の安全を確保します。
 2. 平素から警察、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築することに努めます。
 3. 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関わりを持ちません。
 4. 反社会的勢力による不当要求を拒絶し、必要に応じ法的対応を行います。
 5. 反社会的勢力への資金提供は絶対に行いません。

当社は、反社会的勢力との関わり排除、反社会的勢力による不当介入の防止およびマネー・ローンダリング等（マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与）の防止等を目的として、「反社会的勢力との取引防止規則」および「金融犯罪対策等運営規程」を定めております。

社内体制としては、当社における金融犯罪対策等に関して、金融犯罪対策等統括責任者としてコンプライアンス・リスク統括部担当役員を、金融犯罪対策等行内責任者としてコンプライアンス・リスク統括部長を、金融犯罪対策等担当責任者としてコンプライアンス・リスク統括部以外の各部署のコンプライアンス・リスク管理責任者を設置しております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

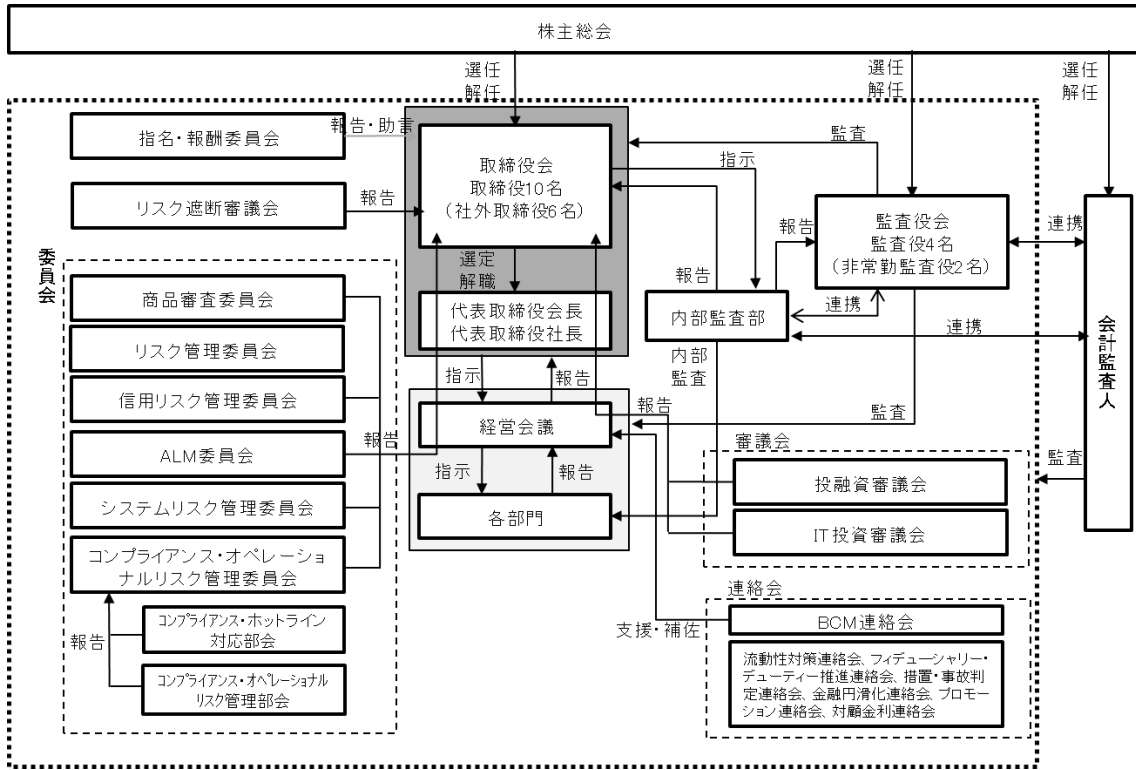
該当項目に関する補足説明

—

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

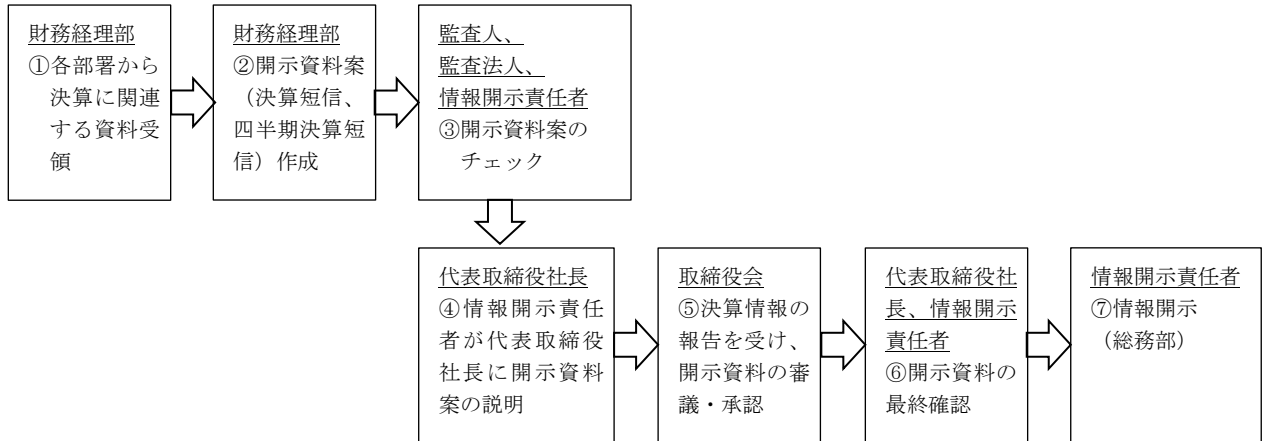
—

【模式図(参考資料)】

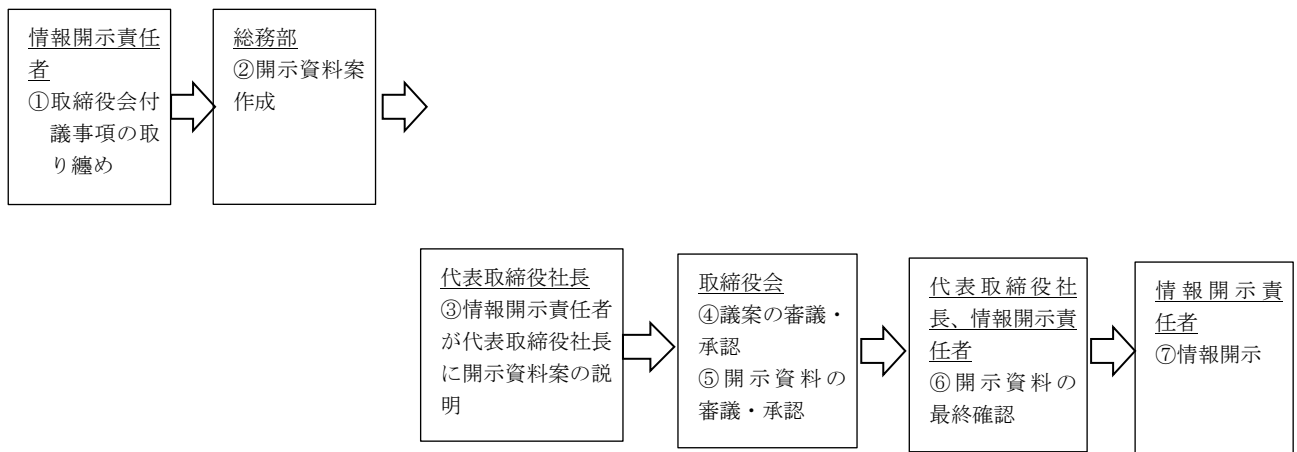


【適時開示体制の概要（模式図）】

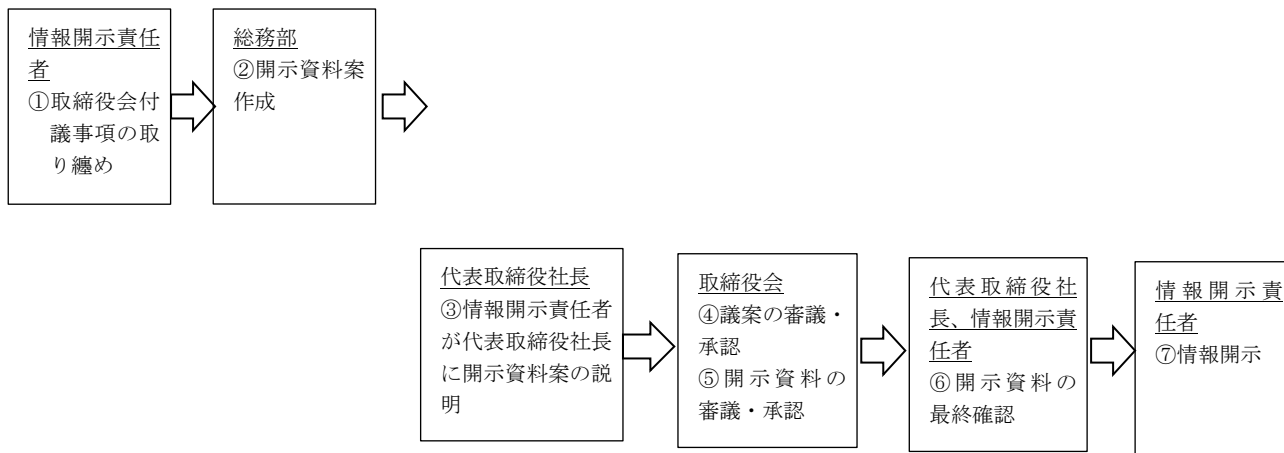
（決算情報）



（決定事実）



(発生事実)



以上